

カントは所有権の正当性の根拠を何処に求めたか

豊 田 全 (倫理学・社会学研究室)

Tamotsu TOYOTA

Where did Kant find the grounds for
justification of ownership ?

Wo konnte Kant die Gründe für die
Rechtmässigkeit des Eigentums finden ?

この小論の理解のためには『カントの倫理思想 (道徳哲学) の背後』 (島根農科大学研究報告第10号 B所収) をあわせ読まれることが望ましい

カントの法律学 (Rechtslehre) の第一編 (erster Teil) は、私法 (Das Privatrecht) について取扱い、この中の第一章 (erstes Hauptstück) は「外的なある物を自分のものとしてもつ仕方について」あつまっている。この際、カントにおいては、私法全体が自然法 (Naturrecht) に属しているということは重要である。彼において私法が自然法 (理性法) に属すると考えられるのは、「法律的状态を発生せしめるために」「国家法」 (Staatsrecht) —— これは法律学第二編公法 (Das öffentliche Recht) 第一章において取りあつかわれている —— は「普遍的告示」を必要とするが⁽¹⁾、私法はこれと同様ではないと彼は考えたからである。それは市民社会において妥当する法であって、市民的法治国において無条件的に妥当する法ではない⁽²⁾。それは普遍的法思想の領域に属する。『道徳形而上学』 (Metaphysik der Sitten) —— この中に『法律学』 (Rechtslehre) がある —— の出版より三年前 (1794年6月1日) に全般的なプロシャの国法 (Landrecht) が実施せられ、その中において私法をば国家の立法の一部となしたけれども、そしてまた、カント自身も彼の『私法』の中で、大変具体的な法律的な題目 (物権、労働法、婚姻法、家族法、売買契約法、相続権、版權等々) をとりあつかったけれども、なお彼は私法をば自然法に属するとなしたのである。彼においては、これらすべての題目は、『もつ』 (Haben) の法範疇の下においてとりあつかわれる。

——例えば、カントは婚姻法について次のようにいう。「性的共同態 (commercium sexuelle)

は、ある人間が他の人間の生殖器及び性的能力についてなす交互的使用 (usus membrorum et facultatum sexualium alterius) である。⁽³⁾ 婚姻もこの共同態の中の一つであり、それは法則にしたがう自然的性的共同態である。そしてそれは「性を異にする二人格の、彼らの性的特長の生涯にわたる交互的占有への結合である。」⁽⁴⁾ ところで「一方の性のものが他方の性のものの生殖器によってなす自然的使用は享樂であって、その享樂のために一方は他方に身を委ねる。」⁽⁵⁾ この作用において人間は自分自身を物件とするが、このことは彼自身の人格における人間性の権利に矛盾する。⁽⁶⁾ しかしこのようなことが許されるのは、「一人格が他の人格によって物件と同じく取得されると共に、反対にまた前者が後者を取得する」⁽⁷⁾ という条件のもとにおいてのみである。このようにして彼らは再び自分自身を獲得し、彼らの人格を確立する。「しかしこの人格的権利が、同時に物的な様相をもつということは、もしも夫婦の一方がのがれ去り、或いは他人の占有に身を委ねるならば、他方はいつでも且つ拒絶されることなしに、物件と同じく、これを自分の勢力内に持ち帰る権限を与えられているという理由に基⁽⁸⁾づく。」——

カントにおいては『もつ』範疇が理性のアプリオリからとりあつかわれることによって、私法の考究がはじめられるのである。

カントは第一に法的に『もつ』と事実に『もつ』とを厳密に区別する。即ち『もつ』の範疇そのものと現実の占有 (Besitzen) 即ち所持 (Inhabung, Detentio) とを区別する。彼の論述の根本的傾向からすると、所有の正当性は、誰かがそれを占有しているという事実から引き出されうるのではなく、逆に事実上の占有は、それが正当として承認せられるためには、『もつ』の普遍的範疇からの是認を必要とする。「純粹に法的なる占有の概念は決して經驗的 (空間と時間の条件に依存する) 概念ではない」が「実践的實在性をもっている。即ちそれは上記の諸条件に依存して認識せられるところの經驗の諸対象に適用される……」⁽⁹⁾ 空間と時間の条件に依存しないということは、例えば、所有に関して他のあらゆる物件に対して基礎的物件であるところの土地の所有の場合について考えると、若しも私とその土地の所有の正当性を証明しようとするならば、私の家族が数世代前から其処に住んでいたとか、あるいは私とその土地に手を加えたとか、あるいは私とその土地を占取したことによってこそ、それが開発されたのであるとか、⁽¹⁰⁾ いうことに其の根拠を求めることはできない。ということの意味する。所有の正当性は、究極的にはむしろ「実践理性の先天的 (アプリオリの) 前提」即ち「私の意欲のあらゆる対象を客觀的に可能なる私のもの及び汝のものとして見、⁽¹¹⁾ そして取りあつかうこと」に基⁽¹¹⁾づく。この前提は一つの先天的前提として、未だ事実上の所有権を与えない。それはむしろ一つの「要請」 (Postulat) である。即ちそれは「我々が単なる権利一般の概念からは導き出し得ない権能、即ち我々の意欲の一定の対象の使用を、我々が最初にそれを占有したという理由で (すべての他人は) 差控えるべきであるという拘束を、すべての他人に課する権能を我々に与える実践理性の許容法則 (Erlaubnis-Gesetz, Lex permissiva) である。そしてこの権能が我々に与えられなければ、彼等 (他人) がそのような拘束をうけることはないであろう。」⁽¹²⁾

ところで原理的に考えて、「外的なるものを自分のものとしてもつ」とはどんな意味であるか。

カントに答を求めよう。「法的に私のものとは、他人が私の同意なしにそれを使用しようとするときは、その使用が私を侵害するであろうように私と結合せられているところのものである。」⁽¹³⁾これによってみると、彼は法の意味における所有を人格の延長とみている。この際、われわれは彼にとっては「道徳的人格性は、理性的存在者の道徳的諸法則のもとにおける自由にはかならない」⁽¹⁴⁾ということ思い出す。道徳的人格性は他人との、原理的にはすべての他人との、責任ある接触においてのみ存在しうる。だから人格の延長として理解せられた『法的に私のもの』の概念は、彼においては倫理的根源をもつ。所有はただに経済的及び法的意味においてのみならず、倫理的意味においても『能力』である。また『外的なるもの』の概念は、空間的もしくは時間的に私から分離せられてあるものを意味しない。⁽¹⁵⁾それは「私から区別せられた」対象を意味する。そして「外的なるものを私のものとしてもつ」といわれるとき、私は上記の意味における対象に対して、私と他者とがその対象に対して空間的に又は時間的にどのような関係にあるかには係りなく、法的要求をもつのである。そしてそれは「私の外にある（有体）物」⁽¹⁶⁾でありうるし、「一定の所為への他者の意欲」⁽¹⁷⁾（すべての雇用関係や労働関係における場合の如し）でありうるし、「私に対する関係における他者の状態」⁽¹⁸⁾（婚姻法や家族法——カントは奴婢 *Gesinde* をも広義の家族に数えている——における場合の如し）でもありうる。

このようにして原理的には次のように説明せられうる。『私のもの及び汝のもの』の概念は人間の意欲のすべての対象に適用せられうるから、如何なるものも「それ自体で（客観的に）主なき」⁽¹⁹⁾ものではない。反対を想定することは、法のアプリオリを否定することになり、従って「法に反する」⁽²⁰⁾ことになる。例えば、土地が原本的に（*ursprünglich*）「自由」である、即ち「各人の使用に任ざれてある、とみられ、あるいは見なされる」⁽²¹⁾という説は、法律命題ではない。何となれば、土地がそのようなものであるならば、それは「それを使用すること」を「各人に対して禁止する」ことを含意しているであろうからである。そしてこの禁止が成り立つためには、すでに土地の法的占有即ち「共同の占有」⁽²⁵⁾を前提する。しかし事実としてのこのような土地の原始的共有態（*uranfängliche Gemeinschaft, communio primaeva*）はかつてあったことはない。それは一つの仮想（*Erdichtung*）である。しかし法的アプリオリの理念たる「土地の原始的共有態（*ursprüngliche Gemeinschaft, communio originaria*）」⁽²⁶⁾はこれと区別せられる。この原始的共有態は法的アプリオリの理念として「客観的（法的実践的）実在性」とすぐれた意味をもつ。⁽²⁷⁾何となれば、これからそしてこれからのみ所有の正当性が引き出されうるからである。というのは、若しも人間の意欲に対してアプリオリにすべての可能的対象を『私のもの』として名づけることが許されるとするならば、「或る人の意欲」⁽²⁸⁾と「他の人の意欲」⁽²⁹⁾の間には「自然的に避けることのできない対立」⁽³⁰⁾があるから、「各人に共同の土地における特殊の占有が規定されるのでなければ」⁽³¹⁾彼等の自然の意志の使用は破棄されざるを得ないであろう、即ち原始的共有態にある人間が特定の人の特権的占有を承認すること（契約）なしには、人間の意志の磨きつけない使用は不可能であろうから。人格と人格的所有とは他者との共同態においてのみある。若しも地球が「一つの無限の平面であり」⁽³²⁾そして「人間がその上に分散して、相互に如何なる共同態にも入らない」⁽³³⁾ならば、事情は別であろうが、しかし事実とし

て地球の表面は一つの「球面」⁽³⁴⁾をなしている。それ故に地球上の「共同態」⁽³⁵⁾は「地上における人間の生存の必然的結果」⁽³⁶⁾である。したがって所有の正当性のための先天的演繹原理としての土地の原本的共有態の理念は、外見上一つの天文学的事実即ちこの地上の有限性の実実に基づくように思われる。しかし私はこれが原本的根拠であって、人格の延長としての所有は人格共同体においてのみ可能であるというのは原本的根拠ではないといいきれるとは思わない。却ってカントの「全面的な、偶然的にではなくして先天的にそれ故に必然的に結合しそしてそれ故に立法的な、意志が要求され、」⁽³⁷⁾それによって「人間が地上の場所を(その)法律法則に従って使用することができる。」⁽³⁸⁾という表現の方がよりすぐれた陳述であるといえるであろう。この際『使用』という言葉は次のことを指し示す。即ちここでは端的に占有が問題なのではなく、ただ「私がすべての他の者と共に(原本的な又は設立された)総占有(Gesamtbesitz)を為す物件の私的使用の権利」⁽³⁹⁾が問題なのである。「このような総占有を前提することなしには、物件の占有(ここでは物理的占有の意味であろう)をなしていないところの私が、如何にして、それを占有しそして使用するところの他の者によって侵害せられるかは全然思惟せられない。」⁽⁴⁰⁾

原本的総占有(ursprünglicher Gesamtbesitz, *communio possessionis originaria*)⁽⁴¹⁾についてのカントの説を社会主義的自然法論の意味において理解するのは、全く誤っているであろう。彼がサン・シモン等の如き社会主義者ではなかったことは周知の通りだし、また彼と同時代に生きていたそれ等の社会主義理論家の書物を読んだ形跡も見当らない。彼は当時の社会主義理論家におけるような地球上の財の正しい分配の問題をとり上げないで、所有権の正当性の証明を問題にした。この証明を有限なる世界において『私のもの及び汝のもの』といわれるところのもののアプリオリの概念から引き出そうとするのであるから、先ず事実上の資産には全く触れることはない。そして「空間における有体物の所持のはじまり」⁽⁴²⁾は「先占」⁽⁴³⁾であり、そして先占は「時に関して先んじている」という条件の下に「各人の外的自由の法則と(従って先天的に)」⁽⁴⁵⁾調和することが印象的に語られる。この際一切の対象はすべての人によって可能的な私のもの及び汝のものとしてみられることが先天的に(アプリオリ)に前提せられる。しかし事実上の占取(Besitznehmung, *apprehensio*)は、若しこの行為が全面的に承認され、認証されるならば、そのときにかぎりこの行為は法的拘束性を持つことになるが、そうでないならば、一方的な行為である。だから純粋に「経験的な権源」⁽⁴⁶⁾に基づき取得は全く「一時的(provisorisch)」⁽⁴⁷⁾性格をもち、「ただ市民的組織においてのみ或るものが決定的(peremptorisch)に取得されうる。」⁽⁴⁸⁾前者は「自然状態」⁽⁴⁹⁾における所有であり、後者は「社会的」⁽⁵⁰⁾状態における所有である。市民社会にしてはじめて人類を前者から後者へ導き入れることができる。

ところでカントは市民社会を二つに分けて考える。即ちそれは「倫理的—市民社会」と「法律的—市民社会」⁽⁵¹⁾とである。前者を倫理的公共体といい、後者を政治的公共体といってもよく、前者と後者とは必ずしも全然別の場所にあるというわけではない。前者は後者の「ただ中に、そして……(後者の)構成員からさえも、なり立ちうる。」⁽⁵²⁾しかし前者は「特殊なそしてそれに独特な統一原理(徳)、そしてそれ故にまた後者の形式と組織から本質的に区別せられるところの形式と組織」⁽⁵³⁾をもつ。法律的—市民社会は勿論人間を自然状態から浮び上らせることができるであろうが、しかしそ

れが真にその機能を十分に発揮しうるためには、その市民社会は倫理的—市民社会に根拠づけられなければならない。倫理的—市民社会は「汝の人格におけるならびにすべての他の人格における人間性 (Menschheit) を常に同時に目的として使用し、決して単に手段として使用しないように行為せよ。」⁽⁵⁴⁾ という命法に従って行為する人格によって組成せられる共同体であり、この人格共同体を理念として成り立つ法律的—市民社会なるが故に、この市民社会及びそこにおける法律ひいては所有権の正当性が可能である。そして我々はカントがこの人格共同体の原理を更に神聖なる共同体から借りて来ていることを見ぬくことができる。⁽⁵⁵⁾ このように考えると、カントの所有の正当性の証明は究極においては「神の子を原型とする人間性」⁽⁵⁶⁾ をもつ人格によって組織せられた共同体に根拠づけられる「市民的組織」なしには不可能であることになる。勿論われわれは人間性という言葉そのものが含蓄する近代性をカントのいわゆる『人間性』の中に認めないのではない。われわれは、カントのいわゆる人間性がすぐれて近代性をもつものであることを認め、そこにこそ彼が近代の大哲たる所以があることを認めるに吝ではないが、定言命法にまつわるキリスト教的伝統や目的の王国⁽⁵⁷⁾ という人格共同体を彼の宗教論と関連せしめることによって引き出されうる解釈などからすると、彼の法律学の背後にユダヤ的キリスト教的な色合いを見出さざるを得ないのである。そこでわれわれは、結論的に次のようにいうことができる。カントが法律ひいては所有権の正当性を根拠づけようとするとき、ユダヤ的キリスト教的社会観乃至法律観から全くはぬけきることはできなかつたけれども、近代人としての彼は合理主義で貫くことを怠ることはできなかつた。それ故に彼の法律論乃至所有権論は合理の衣をまとってあらわれることになったのである。このことは、彼の所有の正当性についての学説を封建制の所有概念又は所有感情に対置してみると明瞭にとらえられるであろう。

カントは「物件的権利とは何か」という問を解明するにあたって、この権利は「有体物に対する直接的関係」ではありえないということに関して論述を行なっているが、これによってみると、彼は出発点から近代的な捉え方をしていることがわかる。即ち彼によると、若しこの権利が有体物に対する直接的関係であるとするならば、「外的物件は……最初の占有者に常に義務づけられている、即ちそれは彼にすでに結びつけられているからすべての他の僭称的占有者を拒否する。そこで私の権利は物件を伴ないそしてすべての他人の攻撃を防禦する守護神の如く、常に他の占有者を私から排斥する。」⁽⁵⁸⁾ これでは市民社会の人間の生活の現実と合わないし、人間の生活は不可能になる。これは魔術的観念の中にその根をもつ所有概念であり、その歴史は法発生之初にまでさかのぼり、且つ例えば、昔から定住している農民においては、少なくとも感情的には今日に至るまで尾を引いている概念である。カントの合理主義はこの概念を追放することにつとめた。法は人格相互の関係においてのみ存するのであって、人格と物件との直接的関係において存するのではない。それ故にカントの法思想においては『契約』 (Vertrag) がその核心に位するのである。しかしカントにおいては、契約が可能のためには、原本的共有態又は原本的総占有或いは又『意欲のあらゆる対象を私のもの及び汝のものとして見そして取りあつかうこと』を前提することはすでに明らかである。

法が人と物件との関係から人と人との契約関係へ転位したのは何故か、という問に対して、人々は経済的事情殊に貨幣経済による農業経済の漸次的崩壊をその原因としてあげることができるでも

あろう。経済的事情が転位を必然ならしめたことは認められざるを得ないが、ただそれだけに着目することは、この転位が根源的にもっていた倫理的内容を逸するおそれがある。倫理的にみると、この転位はカントの全法律学の根拠になっている人間性の理念の帰結である。この倫理的内容は、奴僕の正当性に関する問題において、所有概念について論ずる場合、明瞭にとらえられる。そこでは農夫も妻も子供も奴婢も「自由なる人格」即ち「目的自体」としてみられ、そして取りあつかわれるべきである、とされる。人は彼等を単に目的に対する手段として使用することは許るされない。彼らの他者に対する関係は、ただ普遍的法則による契約関係である。一体カントにおいては、人格性と自由とは「ただ普遍的法則の下に」においてのみ存しうる。自由とは、各人が自己の欲する通りに行つてよいという意味ではないし、況んや各人の利己心が放任せらるべきであるという意味ではない。人格性と個人性とは厳密に区別せられるべきである。前者は倫理的概念であり後者は心理学的又は社会学的概念である。自由は自己中心的或いは利己的意欲と同一ではない。それはむしろ立法実践理性の定言命法に対する従順である。このような意味において自由なる人格の契約関係がカントの法思想の核心になっている。このような人間関係は人格共同体とよばれうるが、これは、カントによると、ライプニッツがこれをモナトの予定調和として存在論的に理解したり、自由主義的経済学者がこれを経済生活の競争の自然的調和によつてもたらされるであろうとしたりしたのは異なり、人間に対して実践理性によつて課せられた倫理的課題であった。カントの法はまたこのような倫理的課題としての共同体の理念によつて支えられているのである。

上のことを承認することには、さほど抵抗が見出されないが、カントの『もつ』の範疇のアプリオリから所有権を引き出す説に対しては、多くの反論がなされうる。人は或る物をいろいろの仕方でも『もつ』ことができる。その際『私のもの及び汝のもの』という範疇は全く後退してしまつていくような仕方でもつこともある。即ち人は人生における最も高く最も美しい財をこの範疇の下に『もつ』ことはできない。彼の「物的様相をもつ人格の権利」の把握において、⁽⁵⁹⁾ 人格的なはたらきに関しては彼の把握をおし通すことはできない。人格的なはたらきに対する権利が問題になる場合には、貫徹せしめられない。それについては当時の法律学者がすでにカントに指摘した。しかしこれらの反論はカントの所有権論の本質的価値に触れるものではない。所有の正当性についてのカントの演繹は、政治的並びに倫理的な意味において十分に実践的な理性が、現存する社会に存在し、人間が全く利己の人間になることを妨げること、そして社会並びに国家を成り立たせるのは、全体に対する責任感であり、個人の所有の保持に対する共同の関心であることを前提する。—— 実践理性が現存の社会に存在するということは、直ちに現存の社会内のすべての人間が実践理性の法則に従つて行為し、この社会が完全な人格共同体になるということの意味しない。即ち地上に神の国を実現することは「決して完全には達せられない」⁽⁶⁰⁾ のである。この意味において、神の国を原型とする完全な人格共同体の実現は実践理性の永遠の課題である。——

これに対してマルクス主義の側から容易に次のような異論がなされるであろう。即ち社会は、若しも市民的所有概念が止揚され、すべての生産手段が社会化されるならば、変質した市民社会のただ表面的にのみ『自由な』世界において失なわれてしまつた倫理的内容を全く自動的に再び獲得す

る、と。しかしこのような操作によって今迄のところ必ずしも倫理性にみちた『共同体』が生れなかったことは事実として明らかである。しかしそれはそれとして、マルクスが近代市民社会を分析してこのような思想に到達することができたのは、市民社会の秩序の根本概念の中において、「意欲のすべての対象を私のもので及び汝のものとしてみる」ことが優先的役割を演じていたからではあるまいか。若しそうだとするならば、それは近代市民社会に対して如何にカントがするどい眼を向けその根拠を正確に把握したかを物語るものではあるまいか。

法と道徳との根本概念は新しい時代には新しく考えられねばならない。若しそうでないならば、必然的にイデオロギーの混乱が生じ、重大な政治問題の解決を無限に困難にするであろう。カントは実に彼の時代に、それに基ずいて人々が理性的に語り合えるような思想的前提を与えようと試みたのである。

ま と め

私が外的な或る物を私のものでして決定的に (peremptorisch) もちうるためには、私とその物件をもつことを他者 (社会) によって承認せられなければならない。即ち私とその物件との関係は直接的ではなく、私と他者との間の契約関係 (こゝで私と他者との間の契約というのは私と或る特定の個人との間の契約をいうのではなく、「普遍的に結合した意志を通じて成立した状態における = 市民的状態における」⁽⁶¹⁾「⁽⁶²⁾ 原始的契約」を意味する) に基ずいて、その物件が私のものであるという私とその物件との関係が成り立ちうるのである。ところがある物件を私のものでして承認するという契約を他者が私に対して結びうる権能をもつためには、私と他者とがその物件をアプリアリに共に占有していることを前提する。一般的にいつて人間の意欲のすべての対象は、原始的総占有 (ursprünglicher Gesamtbesitz, communio possessionis originaria) の前提のもとに可能である契約に基ずいて各人の所有物になりうる。換言すれば、原始的共有態 (ursprüngliche Gemeinschaft, communio originaria) を前提しなければ各人の所有権を承認する契約は不可能であるから、所有権の正当性も存し得ない。それ故、所有権の正当性は契約に基づくが、その契約は原始的共有態を前提することによってのみ可能であるから、究極においては原始的共有態を前提することになる。

契約は法律的一市民社会の事柄であるが、その市民社会は倫理的一市民社会に基づく、後者は人格共同体として神聖なる共同体即ち神の国を原型とする。このような人格共同体は実践理性の永遠の課題である。人間はこのような課題をもつが故に契約を通じて所有権を設定せざるをえない。

所有権の正当性は究極的にはアプリアリの理念としての原始的共有態と、神の国を原型としその完全な実現は永遠の課題であるところの倫理的一市民社会とに根拠をもつ。そしてこの二つの根拠は二にして一、共に実践理性の要求するところのものである。

新しい時代の新しい法と道徳との根拠を求めたカントは所有権の正当性について上のべたような把握をした。我々はその中に合理主義的加工をなされたユダヤ的キリスト教的伝統を読みとることができる。

注 (Note, Anm.)

- (1) vgl. I. Kant ; *Metaphysik der Sitten* (Akademie-Ausgabe), S. 311, § 43
「法律的状态を発生せしめるために、普通の告示を必要とする法則の総体は公法である。」
- (2) カントは倫理的的市民社会と法律的的市民社会とを対置し、後者の正当性の根拠を前者に求める。詳しくは、拙稿『カントの倫理思想(道德哲学)の背後』(島根農科大学研究報告, 第10号, B, 所収)の21頁~23頁——別刷では7頁~9頁——を参照せられたし。
- (3) *Metaphysik der Sitten*, S. 277
- (4) a. a. O.
- (5) M. d. S. S. 278
- (6) a. a. O.
- (7) a. a. O.
- (8) a. a. O.
- (9) M. d. S. S. 252~253
- (10) カントはこのような主張をジェスイット主義と称し、「土地のこのような取得の様相」は排斥されるべきであるという。即ち彼はよその土地の占取を文明の拡大となし、そのような理屈をこねることによって、そのような占取を倫理的にそして法的に認せらるべきものとする植民主義を拒否する。
vgl. M. d. S. S. 266
- (11) M. d. S. S. 246
- (12) " S. 247
- (13) " S. 245
- (14) " S. 223
- (15) " S. 245
- (16) " S. 247
- (17) a. a. O.
- (18) a. a. O.
- (19) M. d. S. S. 246
- (20) a. a. O.
- (21) M. d. S. S. 250
- (22) a. a. O.
- (23) a. a. O.
- (24) a. a. O.
- (25) a. a. O.
- (26) M. d. S. S. 251
- (27) a. a. O.
- (28) M. d. S. S. 267
- (29) a. a. O.
- (30) a. a. O.
- (31) a. a. O.
- (32) M. d. S. S. 262
- (33) a. a. O.
- (34) a. a. O.
- (35) a. a. O.
- (36) a. a. O.
- (37) M. d. S. S. 263
- (38) " S. 262

- (39) M. d. S. S. 261
- (40) a. a. O.
- (41) 原本的総占有の概念は、例えば、虚構の、しかも決して証明されない原始的総占有の概念のように、経験的な、また時間的条件に依存するものではなくて、それにしたがってのみ人間が地球上の場所を法律法則によって使用しうるような原理を先天的に含む実践的理性概念である。
vgl. M. d. S. S. 262
- (42) M. d. S. S. 263
- (43) a. a. O.
- (44) a. a. O.
- (45) a. a. O.
- (46) M. d. S. S. 264
- (47) a. a. O.
- (48) a. a. O.
- (49) a. a. O.
- (50) a. a. O.
- (51) I. Kant ; Die Religion innerhalb der Grenzen der blossen Vernunft, S. 129~130.
- (52) a. a. O.
- (53) a. a. O.
- (54) I. Kant ; Grundlegung zur Metaphysik der Sitten (Akademie-ausgabe), S. 429
- (55) 拙論 ; 『カントの倫理思想 (道徳哲学) の背後』 (島根農科大学研究報告第10号B所収) の21頁~23頁 (別刷では7頁~9頁) 参照
- (56) 上掲論文の20頁~21頁 (別刷では6頁~7頁) 参照
- (57) 上掲論文の19頁 (別刷5頁) 参照
- (58) M. d. S. S. 260
- (59) " S. 276
- (60) I. Kant ; Die Religion innerhalb, S. 140.
- (61) M. d. S. S. 302
- (62) M. d. S. S. 266

Summary

In order that I may decisively "have" an outside thing, it must be recognized by others (society) that the thing belongs to me. The relation of the thing to me is not direct ; that is to say, the fact that the thing belongs to me, depends upon the base of the contractual relation between me and others. (What is called here "the contractual relation between me and others" does not mean the contract between another individual and me, but it means "the original contract" "in a state produced through the general-united will = in a civil state",) Now, in order that others may have competency to make contract with me and recognize certain things as mine, it is premised that I and others a priori possess the things in common. Generally speaking, every object that a man wills becomes his property by its being based on the contracts that can be made only under the premise of the "original common-possession" (ursprünglicher Gesamtbesitz ; *communio possessionis originaria*); in other words, if the "original community" (ursprüngliche Gemeinschaft ; *communio originaria*) is not premised, the contracts which recognize each man's property can not be made, and so there can be no justification of ownership (property). In short, although the justification of ownership is grounded, at first sight, on the contracts, it ultimately premises the original community, for it is only by presupposing it that man can make a contract.

The contract is an affair in the legal-civil society (rechtlich-bürgerliche Gesellschaft), and the legal civil society is grounded on the ethical-civil society (ethisch-bürgerliche Gesellschaft). The archetype of the latter as a community of personalities is the holy community or the divine land. To realize such a community completely is the eternal task of the practical reason. As human beings are destined to do such a task, they can not help establishing an ownership through contracts.

The justification of ownership, therefore, is ultimately grounded upon the original community as a priori idea and upon the ethical-civil society, whose archetype is the divine land and the complete realization of which is our eternal task. These grounds are two and at the same time one, and are what the practical reason claims.

Kant who sought for the grounds for the new laws and morals of the new times in which he lived conceived them as above. There we can find the Jewish-Christian tradition which was worked with rationalism.

Zusammenfassung

Es muss von den Anderen (Gesellschaft) anerkannt werden, dass etwas ausseres das Meine ist, damit ich das als das Meine peremptorisch haben mag. Meine Beziehung zu den Dingen ist nicht unmittelbar. Die Beziehung, dass die Dinge mir gehören, hängt von meinem Vertragsverhältnisse mit den Anderen ab. (Was hier "mein Vertrag mit den Anderen" geheissen wird, das bedeutet nicht meinen Vertrag mit einem Menschen, sondern das bedeutet "den ursprünglichen Vertrag" "in einem durch den allgemein-vereinigten Willen entstandenen Zustande = in einem bürgerlichen Zustande".) Nun wird es vorausgesetzt, dass Ich und die Anderen die Dinge a priori gemeinsam besitzen, damit die Anderen die Befugnis haben mögen, worauf sie den Vertrag mit mir schliessen können, durch den sie irgendein Ding als das Meine anerkennen. Allgemein gesagt, jeder Gegenstand für die menschliche Willkür wird zum Eigentum eines Menschen, wenn es den Vertrag da gibt, der nur unter der Voraussetzung des ursprünglichen Gesamtbesitzes (*communio possessionis originaria*) geschlossen werden kann, d. h. wenn die ursprüngliche Gemeinschaft (*communio originaria*) nicht vorausgesetzt wird, kann der Vertrag, welcher jeden Eigentum anerkennt, nicht geschlossen werden, und so kann es die Rechtmässigkeit des Eigentums nicht geben. Deshalb beruht die Rechtmässigkeit des Eigentums zuerst auf dem Vertrag, aber allerletzt setzt sie die ursprüngliche Gemeinschaft voraus, denn der Vertrag kann nur unter der Voraussetzung der letzteren geschlossen werden.

Der Vertrag ist die Sache in der rechtlich-bürgerlichen Gesellschaft und die rechtlich-bürgerliche Gesellschaft ist auf der ethisch-bürgerlichen Gesellschaft gegründet. Das Urbild der letzteren als Personengemeinschaft ist die heilige Gemeinschaft oder das Gottesland. Es ist die ewige Aufgabe der praktischen Vernunft, solch eine Gemeinschaft vollkommen zu verwirklichen. Da die Menschen solch eine Aufgabe haben, können sie die Festsetzung des Eigentums durch den Vertrag nicht entbehren.

Die Rechtmässigkeit des Eigentums ist letzt auf der ursprünglichen Gemeinschaft als der Idee a priori und auf der ethisch-bürgerlichen Gesellschaft gegründet, und das Urbild dieser Gesellschaft ist das Gottesland und es ist unsere ewige Aufgabe, diese Gesellschaft vollkommen zu verwirklichen. Diese Gründe sind zwei und zugleich eins, und beide sind, was die praktische Vernunft erfordert.

Kant, der die Gründe für das neue Recht und die neuen Sitten in der neuen Zeit suchte, begriff sie wie oben erwähnt. Wir können die jüdisch-christliche Tradition da finden, welche mit dem Rationalismus bearbeitet wurde.